

JP 酷鵬加盟店利用規約

第1条（目的）

1. この利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、JPTDI 株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する「JP 酷鵬」（第2条で定義します。）の加盟店（第2条で定義します。）及び加盟希望者（第2条で定義します。）に適用されます。
2. 本契約は、JP 酷鵬上に加盟店店舗及び本クーポンを掲載し、JP 酷鵬システムを利用する旅客（以下、「旅客」といいます。）による加盟店店舗の利用を促すことを目的とします。

第2条（定義）

本規約において使用する以下の用語は、以下の各号に定める意味を有します。

- (1) 「JP 酷鵬」：観光情報、加盟店情報及び電子クーポン（QR コード）等を提供するアプリ
- (2) 「本契約」：JP 酷鵬上への電子クーポン掲載について、当社と加盟希望者との間で締結する本規約に基づく契約
- (3) 「加盟希望者」：本契約の申込を行う事業者
- (4) 「加盟店」：本契約を締結した加盟希望者
- (5) 「加盟店店舗」：当社が承認した加盟店の店舗
- (6) 「本クーポン」：加盟店店舗に関する JP 酷鵬上の電子クーポン

第3条（総代理店）

1. 当社は、両備ホールディングス株式会社（以下、「総代理店」といいます。）に対し、加盟店及び加盟希望者に対する次の各号に定める事項の代理権を付与しています。
 - (1) 本契約の申込に対する承諾
 - (2) 送客手数料（第8条で定義します。）の請求及び受領
2. 加盟店及び加盟希望者は、次の各号に定める問い合わせを総代理店に対し行い、その他の JP 酷鵬に関する問合せを当社に対し行います。
 - (1) 本契約に関する問合せ
 - (2) 送客手数料の請求に関する問合せ
 - (3) JP 酷鵬の加盟店側システムの利用方法に関する問合せ
 - (4) その他加盟店の JP 酷鵬取扱いに関する問合せ

第4条（加盟申込）

1. 加盟希望者は、本規約の内容に同意の上、当社が定める手続により本契約の申込を行います。
2. 加盟店及び加盟希望者は、前項に基づき提出した情報に変更が発生した場合、直ちに、

登録情報の変更手続を行う義務を負います。

3. 当社は、当社の裁量及び総代理店の意向により、加盟希望者の本契約の申込を拒否する場合があります。
4. 加盟店は、本契約に関するアカウントを第三者に対して利用、貸与、譲渡、売買又は質入等を行うことはできません。

第5条（本クーポン）

1. 加盟店は、当社の指定する方法により本クーポンに掲載する内容を当社に通知し、当社が本クーポンの掲載が可能と判断した場合、当社は本クーポンを掲載します。
2. 加盟店は、本クーポンの内容変更又は掲載停止を希望する場合は、当社に対し、変更希望日又は掲載停止日の14日前までに通知するものとします。
3. 加盟店が前項の通知を怠った場合、加盟店は第7条に定める旅客に対する割引及び第8条に定める当社に対する送客手数料の支払い義務を負うものとします。
4. 加盟店は、当社に対し、本クーポンに関する必要な資料を提供する等、当社及び当社の指定する者による本クーポンの作成に協力します。

第6条（送客要領）

当社は、旅客が本クーポン上で加盟店店舗の商品及びサービス（以下、「商品等」といいます。）を購入すると次条第1項に定める特典が適用される旨を旅客に告知する方法で、旅客を加盟店店舗に送客します。

第7条（割引）

1. 加盟店は、加盟店店舗において本クーポンを提示する旅客に対し、加盟店及び当社との間で別途合意した割引率を割り引いて、本クーポンの対象となる商品等を販売及び提供（以下、「販売等」といいます。）します。
2. 加盟店は、旅客が提示する本クーポンのQRコード（バーコード）を専用機で読み取る（専用機を設置していない加盟店は、目視により確認する）ことにより、対象の旅客であることを確認し、次条の送客手数料を算出するためのデータを当社及び総代理店に対して提供します。

第8条（送客手数料）

加盟店は、本クーポンを利用して販売等を行った商品等について、割引前の総額（税別）に対し、加盟店及び当社との間で別途合意した割合を掛けて算出した金員を、送客手数料として、当社に支払うものとします。

第9条（支払方法）

1. 当社は加盟店に対し、送客手数料を当月末日締めにて集計し、その翌月15日までに加盟店に対し、送客手数料の請求書を発行します。

2. 加盟店は請求書受領月の翌月末日迄に送客手数料を総代理店指定の銀行口座へ振り込みます。なお、振込手数料は加盟店の負担とし、末日が銀行休業日の場合は前営業日に振り込むこととします。

第 10 条（加盟店情報及び通信機器に関する管理）

1. 加盟店は、本契約に基づく義務を履行するために必要な機器及び通信手段等の環境を全て自らの費用と責任で備えます。また、本契約に基づく義務を履行するために必要となる通信費用は、全て加盟店の負担とします。
2. 加盟店は、通信機器の管理責任を負います。通信機器の管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は加盟店が負い、当社は当社に故意又は過失のない限り一切の責任を負いません。
3. 加盟店は、通信機器を第三者に使用されるおそれのある場合は、直ちに当社にその旨を連絡するとともに、当社の指示がある場合はこれに従います。

第 11 条（JP 酷鵬の提供条件）

当社は、メンテナンス等のために、加盟店に通知することなく、JP 酷鵬を停止又は変更することがあります。

第 12 条（知的財産権等）

1. 加盟店は、第 5 条に基づき、当社が本クーポンを作成した場合、著作物性の有無を問わず、掲載内容の一部又は全部に関し、発生しうる全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます。）、商標権その他の知的財産権について、目的を問わず、無償かつ無制限に利用できる権利を当社に対して許諾することについて同意します。
2. 加盟店は、当社及び総代理店に対し提供する情報について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証し、当該情報に関する第三者からのクレームについては加盟店の責任において対応し、当社及び総代理店は一切の責任を負いません。

第 13 条（禁止事項）

1. 当社は、加盟店による本契約の履行に際して、以下の各号に定める行為を禁止します。
 - (1) 本規約に違反する行為
 - (2) 当社、当社がライセンスを受けているライセンサーその他第三者の知的財産権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権等の財産的又は人格的な権利を侵害する行為又はこれらを侵害するおそれのある行為
 - (3) 当社又は第三者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
 - (4) 不当に他人の名誉や権利、信用を傷つける行為又はそのおそれのある行為
 - (5) 法令又は条例等に違反する行為
 - (6) 公序良俗に反する行為若しくはそのおそれのある行為又は公序良俗に反するおそ

れのある情報を他の加盟店又は第三者に提供する行為

- (7) 犯罪行為、犯罪行為に結びつく行為若しくはこれを助長する行為又はそのおそれのある行為
 - (8) 事実に反する情報又は事実に反するおそれのある情報を提供する行為
 - (9) 当社のシステムへの不正アクセス、それに伴うプログラムコードの改ざん、位置情報を故意に虚偽、通信機器の仕様その他アプリケーションを利用したのチート行為、コンピューターウィルスの頒布その他 JP 酷鵬の正常な運営を妨げる行為又はそのおそれのある行為
 - (10) マクロ及び操作を自動化する機能やツール等を使用すること
 - (11) JP 酷鵬の信用を損なう行為又はそのおそれのある行為
 - (12) 青少年の心身及びその健全な育成に悪影響を及ぼすおそれのある行為
 - (13) 他の加盟店のアカウントの使用その他の方法により、第三者になりすまして JP 酷鵬を利用する行為
 - (14) 詐欺、規制薬物の濫用、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく又は結びつくおそれのある行為
 - (15) 犯罪収益に関する行為、テロ資金供与に関する行為又はその疑いがある行為
 - (16) その他当社が不相当と判断する行為
2. 当社は、加盟店の行為が、前項各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前に通知することなく、以下の各号のいずれか又は全ての措置を講じることができます。
- (1) 本クーポンの全部又は一部の掲載停止
 - (2) 本契約の解除
 - (3) その他当社が必要と合理的に必要と判断する行為

第 14 条（解除・解約）

1. 当社は、加盟店が以下の各号のいずれかに該当した場合、何らの通知等を要することなく、本契約を解除することができます。
 - (1) 申込情報に虚偽の情報が含まれている場合
 - (2) 過去に当社から本契約が解除されていた場合
 - (3) 加盟店の相続人等から加盟店の契約者が死亡した旨の連絡があった場合又は当社が加盟店の死亡の事実を確認できた場合
 - (4) 当社からの要請に対し誠実に対応しない場合
 - (5) その他当社が不相当と判断した場合
2. 前項各号に定める場合のほか、当社は、加盟店に対して 30 日前までに事前に通知することにより、本契約を解約することができます。また、加盟店が解約を希望する場合、当社が定める解約手続により、当月末日をもって本契約を解約することができます。
3. 第 1 項及び前項の措置により本契約を解除・解約した加盟店は、契約終了日に期限の利益を喪失し、直ちに、当社に対し負担する全ての債務を履行します。

第 15 条（非保証・免責）

1. 加盟店が第 4 条第 2 項に基づく加盟店情報の変更及び第 5 条第 2 項に基づく本クーポンの内容変更又は掲載停止の申出を行わなかったことにより損害を被った場合でも、当社は一切の責任を負いません。
2. 当社は、JP 酷鵬に中断、中止その他の障害が生じないことを保証しません。また、当社は、メンテナンス等のために、加盟店に通知することなく、JP 酷鵬を停止又は変更することがありますが、この場合においても当社及び総代理店は一切の責任を負いません。
3. 予期しない不正アクセス等の行為によって加盟店情報を盗取された場合でも、それによって生じる加盟店の損害等に対して、当社は一切の責任を負いません。
4. 当社は、天災、地変、火災、ストライキ、通商停止、戦争、内乱、感染症の流行その他の不可抗力により本契約の全部又は一部に不履行が発生した場合、一切の責任を負いません。
5. JP 酷鵬の利用に関し、加盟店が商品等の製造及び提供者又は他の加盟店との間でトラブル（JP 酷鵬内外を問いません。）になった場合でも、当社は一切の責任を負わず、これらのトラブルは、当該加盟店が自らの費用と負担において解決します。

第 16 条（損害賠償責任）

1. 加盟店は、本規約の違反又は JP 酷鵬の利用に関連して当社に損害を与えた場合、当社に発生した損害（逸失利益及び弁護士費用を含みます。）を賠償します。
2. 当社又は総代理店は、自らの故意又は重過失のない限り、JP 酷鵬に関連して当該加盟店が被った損害につき一切の責任を負いません。なお、当社又は総代理店が損害を賠償する場合は、損害発生日から直近 1 年間の送客手数料の累積総額を上限とします。

第 17 条（JP 酷鵬の廃止）

1. 当社は、当社が JP 酷鵬の提供を廃止すべきと合理的に判断した場合、JP 酷鵬の提供を廃止できます。
2. 前項の場合、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第 18 条（秘密保持）

1. 加盟店は、JP 酷鵬の提供に関して、当社から開示された秘密情報を第三者に開示又は漏洩してはなりません。なお、秘密情報とは、文書、電磁的データ、口頭その他形式の如何を問わず、又は秘密の表示若しくは明示又はその範囲の特定の有無にかかわらず、JP 酷鵬に関して開示された相手方の技術上、営業上又は経営上の情報をいいます。
2. 次の各号の情報は、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 開示を受けた時、既に所有していた情報
 - (2) 開示を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由によ

り公知となった情報

- (3) 開示を受けた後に、第三者から合法的に取得した情報
 - (4) 開示された秘密情報によらず独自に開発し又は創作した情報
 - (5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報
3. 加盟店は、JP 酷鵬の提供終了、本契約の解約その他の事由により本契約が終了した場合、当社の指示に従い秘密情報を速やかに返還又は廃棄します。なお、廃棄にあたっては、秘密情報を再利用できない方法をとるものとします。

第 19 条（反社会的勢力の排除）

1. 加盟店は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 加盟店は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 当社は、加盟店が、暴力団員等若しくは第 1 項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第 1 項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、加盟店に対して何らの催告をすることなく本契約を解除することができます。
4. 当社は、前項により本契約を解除した場合には、これにより加盟店に損害が生じたとしてもこれを一切賠償する責任はないことを確認し、加盟店はこれを了承します。

第 20 条（連絡・通知）

JP 酷鵬に関する問い合わせその他加盟店から当社又は総代理店に対する連絡若しくは通知、及び本規約の変更に関する通知その他当社又は総代理店から加盟店に対する連絡若しくは通知は、電子メールその他当社の定める方法で行います。通知は、当社又は総代理店からの発信によってその効力が生じます。

第 21 条（地位の譲渡等）

加盟店及び当社は、相手方の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務の全部又は一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。但し、株式譲渡若しくは事業譲渡又は合併、会社分割その他の組織再編についてはこの限りではありません。

第 22 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項の全部又は一部が無効又は違法となった場合でも、当該無効又は違法は、いかなる意味においても本規約の他の条項並びにその解釈及び適用に何ら影響せず、これらの適法性及び有効性を損なわず、またこれらが無効にするものではありません。

第 23 条（本契約の有効期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約成立時から加盟店毎に当該加盟店の全ての本クーポンの掲載が終了してから 3 ヶ月が経過する時までの間とします。なお、第 12 条（知的財産権等）、第 14 条（解除・解約）第 3 項、第 15 条（非保証・免責）から第 17 条（JP 酷鵬の廃止）、第 19 条（反社会的勢力の排除）第 3 項及び第 4 項、第 21 条（地位の譲渡等）から第 27 条（その他）の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとします。
2. 加盟店が本クーポンの利用に関し、三井住友カード株式会社との間で stera(market)の利用に関する契約（以下、「stera 契約」といいます。）を締結していた場合で、かつ、加盟店と三井住友カード株式会社との間で stera 契約が終了した場合、前項の定めに関わらず本契約は当然に終了するものとします。ただし、本契約に関する未履行の債権債務については、当該債権債務の履行が完了するまで本契約の定めが適用されるものとします。

第 24 条（本規約の変更）

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき本規約を随時変更できます。本規約が変更された後の本契約は、変更後の本規約が適用されます。
 - (1) 本規約の変更が、加盟店の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の効力発生時期を定め、効力発生時期の 2 週間前までに、変更後の本規約の内容及び効力発生時期を加盟店に通知、JP 酷鵬上への表示その他当社所定の方法により加盟店に周知します。
3. 前二項の規定にかかわらず、前項の本規約の変更の周知後に加盟店が JP 酷鵬を利用した場合又は当社所定の期間内に加盟店が解約の手続を取らなかった場合、当該加盟店は本規約の変更に同意したものとします。

第 25 条（準拠法）

本規約の準拠法は、全て日本国の法令が適用されます。

第 26 条（合意管轄）

加盟店と当社との間における一切の訴訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条（その他）

1. 加盟店は、本規約に定めのない事項について、当社が細目等を別途定めた場合、これに従います。この場合、当該細目等は、本規約と一体をなします。
2. 細目等は、当社所定の箇所に掲載した時点より効力を生じます。
3. 細目等と本規約の内容に矛盾抵触がある場合、本規約が優先します。

附則

2024 年 7 月 1 日：制定・施行